

□ 明細書発行体制等加算

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

□ 医療情報取得加算

当診療所では、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。又、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

□ ニコチン依存症管理料

当診療所では、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方に対し、禁煙のお手伝いができるよう禁煙外来を設けております。ご希望の方はお申し出ください。

□ 生活習慣病管理料Ⅰ

2024年6月1日施行の診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い「高血圧症」「糖尿病」「脂質異常症」のいずれかを主病とする患者様は従来の「特定疾患療養管理料」から生活習慣病管理料Ⅰへ移行し、患者様個々に応じた療養計画書に基づく、より総合的な治療管理を行います。また状態に応じて、医師の判断のもと、28日以上処方やリフィル処方を行う場合があります。

□ 外来感染対策向上加算

当診療所では、患者様やご家族、当診療所職員、その他来院者等を感染症の危険から守るため感染防止対策に積極的に取り組んでいます。感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

- ・感染管理者である所長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考えや関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般の診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。感染対策に関して特に基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

□ 一般名処方加算

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

当診療所も一般名処方の推進に努めています。また、一般名処方にする事は医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品が供給しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品の差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。ご理解のほどよろしくお願い致します。